

平成24年度「元気発進！子どもプラン」
に関する点検・評価 報告書

平成25年8月
北九州市子ども家庭局

目 次

「元気発進！子どもプラン」について

点検・評価の基本的考え方

点検・評価の方法

- 1 点検・評価の指標
 - (1) 施策
 - (2) 事業
- 2 「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のための市民アンケート
 - (1) 調査目的
 - (2) 調査期間
 - (3) 調査方法および調査対象
 - (4) 回収結果
- 3 点検・評価の視点
 - (1) 施策
 - (2) 事業

各施策の点検・評価

- 1 働き方の見直し
- 2 保育サービス
- 3 放課後児童クラブ
- 4 母子保健
- 5 母子医療
- 6 子育ての悩みや不安への対応
- 7 就学前教育
- 8 青少年の健全育成
- 9 若者の自立支援
- 10 家庭の教育力の向上
- 11 安全・安心なまちづくり
- 12 社会的養護が必要な子どもへの支援
- 13 ひとり親家庭への支援
- 14 児童虐待への対応
- 15 障害のある子どもへの支援

事業評価票

「元気発進！子どもプラン」について

「元気発進！子どもプラン(北九州市次世代育成行動計画【平成22～26年度】)」は、「北九州市基本構想・基本計画(「元気発進！北九州」プラン)」の部門別計画として、子どもの健全育成や子育て支援をより効果的なものにするため、これまでの取り組みや評価をはじめ、子どもや子育ての現状・課題、社会経済や国の動向等を踏まえ、今後の取り組みを総合的、体系的に整理した上で策定した計画である。

点検・評価の基本的な考え方

子どもの健全育成や子育て支援の推進においては、子どもや子育て家庭の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要である。

そのため、個別事業が計画どおり進捗しているか(アウトプット)だけでなく、個別事業を束ねた施策や計画全体としてどの程度成果が上がっているのか(アウトカム)について点検・評価を行い、施策・事業の改善につなげていく。

点検・評価は、有識者や子育て当事者である市民、子育て支援関係者等からなる「北九州市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら行い、その結果はホームページなどで市民に分かりやすい形で公表する。

点検・評価の方法

1 点検・評価の指標

(1) 施策(15)

施策を構成する事業の取り組み内容や、施策ごとに設定している成果の指標などをもとに評価する。

(2) 事業(307) 計画当初事業数：312

「活動の状況」を踏まえた分析や「経済性・効率性」の観点から評価するとともに、「目的実現のために、平成25年度以降に実施すること」を明記する。また、可能な限り、成果・活動指標を数値により設定し、評価の参考とする。

2 「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のための市民アンケート

(1) 調査目的

「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のため、子育て中の家庭の状況や子育ての実態、保護者の意識などを把握するため、平成22年度から市民アンケートを実施している。

(2) 調査期間

平成22年度分：平成22年12月10日～12月20日

平成23年度分：平成23年 5月 9日～ 5月23日

平成24年度分：平成24年 5月11日～ 5月28日

平成25年度分：平成25年 5月10日～ 5月27日

(3) 調査方法および調査対象

調査方法 郵送調査

調査対象(対象者は、住民基本台帳より無作為抽出)

・未就学児の保護者：200人

- ・小学生の保護者 : 200人
- ・中高生の保護者 : 200人
- ・15歳以上39歳以下の男女 : 200人(平成23年度分から)

(4) 回収結果

		配布数	有効回収数	有効回収率
平成22年度		200	96	48.0%
		200	88	44.0%
		200	68	34.0%
		-	-	-
平成23年度		200	93	46.5%
		200	91	45.5%
		200	63	31.5%
		200	53	26.5%
平成24年度		200	96	48.0%
		200	87	43.5%
		200	77	38.5%
		200	72	36.0%
平成25年度		200	91	45.5%
		200	83	41.5%
		200	70	35.0%
		200	55	27.5%

: 未就学児の保護者 : 小学生の保護者 : 中高生の保護者
 : 15歳以上39歳以下の男女(23年度分から)

注) この点検・評価に記載している「(参考)プラン掲載数値等」は、国勢調査やプラン策定時に実施した「市民ニーズ調査」などの結果であり、これらは本アンケートとはその対象者や対象人数などが異なっている。

3 点検・評価の視点

(1) 施策

成果の指標、構成事業の実施状況などをもとに評価

- A : 大変良い状況にある
- B : 概ね良い状況にある
- C : 概ね良い状況とまでは言えない
- D : 不十分な状況にある

各施策の点検・評価

1 働き方の見直し

施策の方向性・柱

「男女が共に働きながら、子育てができる風土の定着～ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」

地域が一体となったワーク・ライフ・バランスの推進

企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に対する支援

男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進

指標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
週労働時間 60時間以上の 雇用の割合		30.6% (93/304)	32.2% (113/351)	29.0% (134/462)	32.0% (124/387)		平成17年度:10.2% 減少 <国勢調査>
仕事と生活の 両立が図られ ていると感じ る人の割合		34.3% (87/254)	32.9% (100/304)	30.3% (101/333)	29.8% (90/302)		平成20年度:27.8% 増加 <市民ニーズ調査>
家事をしてい ない父親の割 合(就学前児 童の父親)		40.4% (36/89)	48.0% (48/100)	50.0% (50/100)	44.2% (42/95)		平成20年度:39.4% 減少 <市民ニーズ調査>
育児をしてい ない父親の割 合(就学前児 童の父親)		19.7% (26/132)	19.6% (29/148)	28.4% (44/155)	23.7% (32/135)		平成20年度:10.3% 減少 <市民ニーズ調査>
家事をしてい ない父親の割 合(小学生の 父親)		52.0% (39/75)	57.3% (51/89)	65.2% (60/92)	57.7% (45/78)		平成20年度:38.5% 減少 <市民ニーズ調査>
育児をしてい ない父親の割 合(小学生の 父親)		40.0% (42/105)	24.6% (30/122)	34.8% (48/138)	32.8% (42/128)		平成20年度:16.7% 減少 <市民ニーズ調査>

平成24年度の主な取り組み、評価

地域が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業、働く人、市民、行政で構成される「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を運営し、「ひろげよう！ワーク・ライフ・バランス」を取組目標として、「個人に対する働きかけ」、「企業等に対する働きかけ」、「啓発の推進」に取り組みました。

11月の推進キャンペーンでは、学校開放週間などを協賛事業として位置づけ「ワーク・ライフ・バランス新聞」を保育所、幼稚園、小・中・特別支援学校の全保護者へ計110,250枚配付しました。また、福岡労働局と協働で市内事業所等に対するノー残業デーの呼びかけを行うなど、子育て中の多くの市民に対してワーク・ライフ・バランス推進のPRを呼びかけました。

一方、「ワーク・ライフ・バランス体操」動画コンテストやフォトコンテストを行い、ワーク・ライフ・バランスの言葉や内容の浸透を図りました。

企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に対する支援として、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業等4社と個人5名を表彰し、その具体的な事例・取り組みを広く情報提供しました。

企業向け講演会を開催して89名の参加を得たほか、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーとして社会保険労務士を7社に対して9回派遣し、企業等における具体的な取組支援を行いました。

地域における男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進を図るため、北九州市女性団体連絡会議による「男女共同参画フォーラム in 北九州」(37回、3,312名参加)やNPO等との協働による男女共同参画に関する広報啓発事業(36回、2,229名参加)などを市民センターはじめ、幼稚園、高校、大学などで実施し、若い世代も含めた多くの市民に対して、積極的に啓発を行いました。

男女共同参画センター・ムーブや勤労婦人センター・レディス(もじ、やはた)において「男女共同参画講座」や「就職支援講座」等を実施するとともに、男女共同参画についての基本的な項目を分かりやすくまとめた小中学生向けの副読本「レッツ」『ひびき愛』の学校での活用を図るなど、子ども達への理解促進に努めました。

平成 2 4 年度評価	B	<p>「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を運営し、企業、働く人、市民、行政が一体となって、市民や企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進のための取り組みを積極的に行うとともに、男女共同参画への理解促進のための様々な広報啓発事業を行ってきました。</p> <p>その結果、「男女共同参画社会に関する調査」(平成 2 3 年度)において、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度が 6 4 . 0 % と市民に浸透してきました。</p> <p>また、(公財)日本生産性本部が実施する「第 6 回ワーク・ライフ・バランス大賞」に本市を拠点とする 2 社が入賞するなど、企業における「ワーク・ライフ・バランス」の取組みが評価されています。</p>
-------------	---	---

今後(平成 2 5 年度以降)の課題と主な取り組み

「男女共同参画社会に関する調査」において、ワーク・ライフ・バランスという「言葉」が浸透してきたということがわかりました。同時に、「内容」については、「知らない」という人の割合が約 6 割あることから、さらにきめ細かな啓発を行います。

平成 2 5 年度は、ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度がひろがった実績を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを「実践」していくことを目標として、これまでとは違った新しい切り口で取り組みます。様々な企業・団体と一層連携を深め、より多くの市民、企業に直接働きかけていくことで、「実践」を通じた成果実現につなげていきます。

平成 2 3 年度に実施した「男女共同参画社会に関する調査」では、男女の役割を性別によって固定的に考える固定的役割分担意識が薄れる結果となり、「意識」の面でかなり前進しました。しかし一方では、「職場」や「家庭生活」などの多くの分野で、「男女平等と感じる」という状況には至りませんでした。

今後も、継続的かつ効果的な広報啓発や企業・働く人・市民・行政が一体となった活動に取り組みます。

男女共同参画の推進に係る様々な施策・事業は、男女共同参画基本計画に基づいて、総合的・計画的に推進しています。

現在の第 2 次基本計画の計画期間が平成 2 5 年度で終了することから、2 5 年度には次の 5 力年計画である第 3 次基本計画を策定し、今後も引き続き、男女共同参画社会の実現を目指していきます。

2 保育サービス

施策の方向性・柱

「保育に欠ける子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現」

- 保育の質の向上
- 多様なニーズに対応した特別保育の充実
- 障害児保育の充実
- 保育サービスの基盤整備（適正配置の推進）
- 直営保育所の再編と機能強化
- 保育所における子育て支援の充実

指 標

点検・評価のための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
待機児童数 (年度当初)	0人	16人	0人	0人	0人		0人を維持
待機児童数 (10月)	12人	89人	67人	116人			年度途中の待機児童を解消
保育所に対する満足度(施設、環境)		66.7% (38/57)	80.0% (36/45)	66.7% (42/63)	78.9% (45/57)		平成20年度:79.6% 向上 <市民ニーズ調査>
保育所に対する満足度(保育内容)		82.5% (47/57)	91.1% (41/45)	81.0% (51/63)	86.0% (49/57)		平成20年度:90.4% 向上 <市民ニーズ調査>

平成24年度の主な取り組み、評価

認可保育所では、1歳児が歩行を開始し、行動範囲が大幅に広がる時期であることや、心身ともに成長が著しく、特に細やかな関わりが必要であることなどを踏まえ、「児童6人に対して保育士1人」を配置する国の基準を、本市独自の加配として、「児童5人に対して保育士1人」と市条例に定め、保育の質の向上に努めました。

専門性の向上に向け、階層別・課題別・職種・施設別の研修内容の充実を図り、施設長や保育士などの資質向上を図りました。

民間保育所の保育士等の確保を支援し、障害児保育や1歳児加配など本市独自の加配を円滑に実施するため、雇用に係る経費の一部に対して補助の拡充を行いました。

保育所のサービスの質の向上を図り、保護者へより適切な情報提供を行う第三者評価事業は、市内の認可保育所158施設のうち、142施設が参加し、実施率90%になりました。第三者評価事業に参加した保育所は、評価を通じて運営における具体的な問題点を把握し、改善を行いました。

臨床心理士と保育課保育士が、虐待等が疑われる子どもやその保護者に対応する保育所を訪問し、保育所への助言・指導等を行う「保育カウンセラー事業」では、99回の対応のなかで個々の状況を聴き、対象児童のケアや保護者対応等、必要な指導等を行いました。

多様化する就労形態にきめ細かな対応ができるよう、受け入れ時間を午後7時まで1時間延長する保育所を2箇所増やし、合計144箇所を実施しました。また、家庭での保育が一時的に困難な場合などに利用できる保育所を3箇所増やし、合計63箇所を実施しました。

認可外保育施設については、市主催の研修への参加を促進することや、新たに開設された施設を含めた35箇所すべての届出対象施設に対して立入調査を行うなど、保育指導専門員による指導監督を通じて保育の質の向上を図りました。

保護者の勤務の都合などにより、家庭での保育が困難な、病期中・病気回復期にある児童を一時的に預かる「病児・病後児保育」については、市内9箇所を実施しました。あわせて、病児・病後児保育施設の空き情報について、各施設のインターネットを共有化して保護者に提供できる仕組みをつくりました。

子どもが跳んだりはねたり元気に遊ぶことができるようにするとともに、地温上昇の防止や芝生の管理を通じた子どもたちへの環境教育と地域コミュニティの向上につながるようにするため、20箇所の保育所で「園庭の芝生化」を実施しました。

統合保育が可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れました。また、障害をもった子どもたちに適切な支援をするため、重度障害児や発達障害児について、保育士を対象とした研修を行いました。

年間を通じた待機児童の解消を図るため、保育所が不足する地域（日明・到津地区及び折尾・本城地区）への保育所新設（2施設）や既存保育所の老朽改築（4施設）に合わせた定員増を行うなど、合わせて235名の定員増を実施しました。

保育所運営の効率化と機能の集約・強化を図るため、直営保育所1施設を民営化しました。

産休明けを含む乳幼児期の保育ニーズに対応するため、生後43日目から保育を行う家庭保育員2名の増員を図りました。

民間事業者のノウハウを活かしたサービス向上や経費の削減を図るため、直営保育所1

施設において、保育所調理業務の民間委託を行いました。

直営保育所の持つノウハウを活かし、八幡西区の黒崎保育所と小倉北区の東篠崎保育所に「親子通園クラス」を設置し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、遊びや体験、相談を行いました。継続した支援を通して、保育所や幼稚園、療育機関など、子どもにとって最も適切と思われる通園先への移行支援を行いました。

家庭における子育て支援をするため、保育所や地域子育て支援センター、子育て支援サロン“ぴあちえーれ”などにおいて、子育て相談を行い、育児講座の開催や育児サークル支援、育児情報の提供などを、積極的に行いました。

保育所給食において、食物アレルギーに対する除去及び代替食の提供にあたり、調理員の負担軽減及び児童の安全確保の観点から、調理員の加配を行い、調理環境の改善を行いました。

認可保育所の食育推進として、子どもには栽培活動やクッキングなどの体験や給食を活用した食育指導、保護者には試食会や食育だよりの配布などにより食育の啓発を行い、地域の子育て家庭には、保育所・地域子育て支援センターなどで、食育講演会開催やレシピ配布などを行いました。

市制50周年という節目を迎えるにあたり、全国に先駆けて先進的な取り組みを行ってきた本市の保育事業の歴史を振り返り、今後に活かすため、北九州市保育所連盟と共に、記念誌の編さんを行いました。

平成24年度評価	B	<p>平成24年度の待機児童数は、年度当初は0人でしたが、年度当初だけでなく、年度途中の待機児童の解消に向けて、新設や改築による定員増を図りました。</p> <p>保育の質の向上に向けた取り組みでは、乳児室の面積や1歳児1人あたりの保育士配置基準について、国の基準を上回る本市独自の条例を制定するとともに、研修内容の充実や園庭の芝生化を図りました。</p> <p>なお、本市における第三者評価事業の実施率は90%と高く、この取り組みを通じて、各保育所では運営上の具体的な問題点を把握し改善を行いました。</p> <p>さらに、保育所に対するニーズの多様化に対応した特別保育の拡充など保育所における子育て支援の充実を図った結果、市民アンケートにおける「保育所に対する満足度(保育内容)」は86.0%という結果でした。</p>
----------	---	---

		<p>子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの取り組みは、子ども・家庭・地域をとりまく状況が変化の中で、まだ十分でないものもあり、さらに取り組みの充実を図ります。</p>
--	--	---

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

1歳児の「児童6人に対して保育士1人」を配置する国の基準を、本市独自の加配として、「児童5人に対して保育士1人」を配置し、引き続き質の高い保育サービスを提供します。また、1歳児への保育士加配の効果などを検証し、さらなる保育の質の向上に努めます。

保育の担い手である保育士の人材確保に向けて、民間保育士の処遇改善を図るため、各保育所の職員の平均勤続年数に応じた給与の上乗せ加算を行います。また、保育士養成学校を卒業予定の学生等を対象に、就職説明会を実施するなど保育所への円滑な就職を支援します。

民間保育所の保育士等の確保を支援し、障害児保育や1歳児加配など本市独自の加配を円滑に実施するため、雇用に係る経費の一部に対して補助を行います。

専門性の向上に向け、階層別・課題別・職種・施設別の研修内容の充実を図り、施設長や保育士など、さらなる資質の向上を図ります。

「第三者評価事業」は全保育所の参加を積極的に促し、第三者による評価を通して保育の質の向上と利用者への情報提供を引き続き行います。

「保育所カウンセラー事業」では、保育所からの相談内容によっては、複数回の訪問が必要なため、臨床心理士と保育課保育士の訪問回数を増やし、保育所の保育指導や相談機能のさらなる強化を図ります。

保護者の多様な就労形態や社会状況を踏まえ、通常の保育時間を延長する「延長保育」や保育所などに入所していない児童で、家庭での保育が一時的に困難な場合などに利用できる「一時保育」などの「特別保育の拡充」を引き続き行います。

入所要件を満たし、統合保育が可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で引き続き受け入れます。

「病児・病後児保育」については、八幡西区や小倉南区など、対象児童数が多く、利用ニーズの高い地区での新規開設を検討し、医師会の協力の下、当該地区での施設開設に向けさらなる調整を行います。

子どもが跳んだりはねたり元気に遊ぶことができるようにするとともに、また、地温上昇の防止や芝生の管理を通した子どもたちへの環境教育と地域コミュニティの向上につながるようにするため、引き続き保育所園庭の芝生化を推進します。

認可外保育施設については、児童の健全育成の観点から、施設及び職員の質の向上を図るため、きめ細やかな指導や研修の充実などの支援を行うとともに、新たに開設される施設の把握に努め、既存施設と同様に、きめ細やかな指導などを引き続き行います。

認可外保育施設を利用する児童の健康診断に要する経費の補助を拡充します。

利用者の保育ニーズに合わせ、保育所配置の現状や地区ごとの就学前児童数、保護者の就労希望の動向を踏まえながら、入所希望に対応できるよう「適正配置」を進め、年間を通じた待機児童の解消と年度当初における定員超過入所の解消を引き続き目指します。

「親子通園クラス」は、小倉北区の東篠崎保育所、八幡西区の黒崎保育所で、引き続き実施します。

乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のための「食育活動」を、保育所の入所児童や保護者、地域の子育て家庭に対して引き続き積極的に推進します。

保育所での子育て支援として、地域の子育て家庭を対象とした、育児や食生活の相談や講演会等をさらに充実します。

3 放課後児童クラブ

施策の方向性・柱

希望するすべての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童クラブの実現
 放課後児童クラブの運営基盤の強化
 放課後児童クラブの魅力向上

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
待機児童数 (4月1日現在)	26人	9人	0人	0人	0人		平成21年度:26人 26年度:0人
登録児童数7 人以上の大 規模クラブ数	16クラブ	6クラブ	3クラブ	4クラブ	3クラブ		平成21年度:16クラブ 26年度:0クラブ
放課後児童ク ラブに対する 満足度 (施設、環境)		77.3% (17/22)	77.3% (17/22)	70.4% (19/27)	77.8% (21/27)		平成20年度:67.1% 向上 <市民ニーズ調査>
放課後児童ク ラブに対する 満足度 (利用日、利 用時間)		72.7% (16/22)	81.8% (18/22)	81.5% (22/27)	77.8% (21/27)		平成20年度:78.8% 向上 <市民ニーズ調査>

平成24年度の主な取り組み、評価

児童に対して適切な対応が行えるよう、先進的なクラブに事例を発表してもらうなど、実践的な研修を行い、指導員に対する研修の充実に取り組みました。

受入が増加している障害のある子ども(112クラブ、245人)への対応について、専門的見地から指導員に助言・指導を行う巡回カウンセラーを2名に増員し、クラブへの派遣回数を平成23年度85回から111回に拡充しました。

受け入れが増加している高学年児童(162クラブ、1917人)への対応や、クラブと学校との連携を図るため、新たに放課後児童クラブアドバイザーを配置し、児童への対応に関して専門的見地から指導員に助言・指導を行うとともに、障害のある子どもへの対応では学校にクラブへの協力を求めるなど学校との連携促進に取り組みました。

適切な指導を行う上で必要な環境を整えるため、71人以上のクラブについて分割を進めました。

平成23年度に実施した体験・交流活動を充実させるためのモデル事業の成果を報告書にまとめ、指導員研修会を通じて全クラブに紹介し、各クラブの取り組みを促進しました。

平成24年度評価	B	<p>研修の充実や巡回カウンセラーの派遣により、指導員の資質の向上に取り組んだ結果、児童に対する適切な対応に繋がっていますが、障害児を含め登録児童数が増加していることから、引き続きクラブの運営基盤の強化等に取り組む必要があります。</p> <p>また、クラブと学校との連携では、放課後児童クラブアドバイザーの派遣により、児童への対応に関して、学校からクラブへの助言が行われるなどの事例が報告されています。連携促進に向け、継続的な取り組みが必要です。</p> <p>体験・交流活動を充実させるモデル事業の成果を全クラブに紹介したことで、地域と連携して活動の充実に取り組むクラブが増えており、魅力あるクラブづくりに繋がっています。</p>
----------	---	---

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

児童に対して適切な対応が行えるよう、引き続き指導員の資質向上のための研修に取り組めます。また、各クラブの先進的な取り組み、成功事例をクラブに紹介し、役立ててもらうため定期的に情報誌を発行します。

巡回カウンセラー派遣事業においては、受け入れ人数が多い、または特に配慮を必要とする児童を受け入れているなど、細やかな対応が必要なクラブに対して、継続的な訪問を行うなど、支援の充実に取り組めます。

高学年を含め増加する利用児童への対応の充実や、クラブと学校との連携を図るため、引き続き、放課後児童クラブアドバイザーをクラブ、学校に派遣し、児童への対応の充実や学校との連携促進に取り組めます。

引き続き、71人以上のクラブについて分割を進めるなど、適切な指導を行う上で必要な環境整備に取り組めます。

一部の施設では、施設規模を上回る利用者が見込まれ、待機児童の発生が危惧されるため、施設の増設等に取り組めます。

体験・交流活動を充実させ魅力あるクラブづくりを行うため、他クラブの取り組み状況の紹介や、クラブごとに個別に助言等を行いながら、各クラブにおける取り組みを促進していきます。

4 母子保健

施策の方向性・柱

母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり
 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり
 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
 発達気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化
 基本的な生活習慣の定着や食育の推進
 適切な思春期保健の推進

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
妊娠 11 週ま での妊娠届出 者の割合	87.0%	91.0%	91.8%	91.9%			平成 20 年度:58.8% 26 年度:100%
生後 4 か月ま での乳児家庭 訪問の割合	78.4%	81.1%	84.8%	86.3%			平成 20 年度:68.5% 26 年度:100%
「親子遊び教 室」の開催数	3 区	6 区	6 区	5 区			平成 20 年度:3 区 全区での開催
10 代の人工 妊娠中絶率	13.2‰	13.1‰	25 年秋に 確定	26 年秋に 確定			平成 19 年度:14.4‰ 低下 (参考)平成 20 年度:14.1‰

平成 24 年度の主な取り組み、評価

子育てや母子の健康に関する情報が記載された母子健康手帳について、平成 24 年度は、胆道閉鎖症の早期発見のための便色カードを添付し、難病の早期発見に対応できるようにするとともに、両親がメッセージを自由に記入できる欄を新たに設けました。また、母子健康手帳に盛り込まれている様々な情報をわかりやすく伝えるための DVD を作成し、母子健康手帳と一緒に配布しました。

妊娠中の母体の健康保持と胎児の健やかな発育を支援するため、妊婦に必要な 14 回の健康診査の公費助成を行いました。さらに、性器クラミジアなど検査項目を追加し、妊婦健康診査の充実を図りました。また、早期の妊娠届け出や確実な受診の勧奨を行い、

11週までの妊娠届け出の割合は、平成23年度91.8%から平成24年度91.9%となりました。

先天性代謝異常等子どもの疾病の早期発見と障害予防のために、従来の検査より多くの疾病をスクリーニングすることができる検査方法の導入にむけて、フォローアップのための、保健師等への研修や関係機関との連携に取り組みました。

10代の妊婦や産後うつ等、養育に問題を抱える家庭に対して、保健師等が訪問し、支援が必要な妊婦に早期に対応する支援を行いました。また、産後うつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産科・小児科・精神科の医療機関等と産後うつ対策について検討を行うとともに、関係機関との連携体制の強化を図りました。

発達障害を早期に発見し、支援に繋げる体制を整えるために、乳幼児健診の問診項目見直し等の検討会を開催し、あわせて、1歳6か月児の健診時のマニュアルを改訂しました。

乳幼児の心身の発達等に対する相談に、小児科医師、臨床心理士、作業療法士、保健師、保育士などの専門職がチームを組んで対応する「わいわい子育て相談」を各区役所で実施し、発達障害を含め、発達の気になる子どもを支援しました。

思春期の子どもの課題を共有し効果的な健康教育を推進するために、小・中学校等において思春期健康教室を開催しました。また、保護者等に思春期の子どもの実態を理解してもらうため、「思春期の子どもの実態 北九州市の子どもを知るためのファクトシート」を作成しました。

食育のスタートとなる妊娠期、乳幼児期において、発育・発達に応じた適切な知識を習得してもらうため、各段階に応じた食に関する講話や調理実習などの教室を開催しました。また、妊娠期および幼児期の食生活についてのポイントをまとめたリーフレットを配付し、啓発を推進しました。

肥満傾向のある児童を適正体重に近づけることにより、将来の生活習慣病罹患リスクを減少させるため、小児肥満予防の取り組みとして、市内幼稚園、認可保育所の4～6歳児及び保護者を対象に「身長体重のバランス値調査」を実施するとともに、啓発リーフレットの配布や親子を対象とした予防教室を開催しました。

<p>平成 2 4 年度評価</p>	<p>B</p>	<p>妊婦の健康診査の公費助成を行い、妊娠早期の受診を勧奨するとともに、乳児家庭全戸訪問や乳幼児発達相談指導（わいわい子育て相談）等を実施することで、妊娠期から乳幼児期まで支援できる環境づくりの仕組みは概ねできています。</p> <p>また、発達の気になる子どもの早期に発見し、支援に繋げる体制を整えるために、乳幼児健診の健診項目の見直しやマニュアルの改訂を行いました。</p> <p>思春期の子ども課題を共有し効果的な健康教育を推進するために、学校等で思春期健康教室を実施し、保護者向け教材を作成しました。</p> <p>小児肥満予防の取り組みとして、啓発リーフレットの配布や親子を対象とした予防教室などを実施し、小児肥満の予防についての啓発を行いました</p> <p>今後も、安心して妊娠・出産できる環境づくり、養育支援の必要な家庭に対する支援の充実、発達の気になる子どもの早期発見・早期支援体制の強化、基本的な生活習慣の定着や食育の推進、適切な思春期保健の推進等に引き続き取り組みます。</p>
--------------------	----------	--

今後（平成 2 5 年度以降）の課題と主な取り組み

妊婦健診において、引き続き、14回の健康診査の公費助成を行います。また、健診の周知や結果に応じた支援の充実を図ることで、妊娠早期からの受診を促し、妊娠中の母体の健康保持と胎児の健やかな発育を支援します。

産後のうつ状態等を早期に把握するため、全産婦を対象に産後うつを早期に発見するための質問票を用いた調査を行い、個々の状況に応じきめ細かに支援します。

また、子育ての孤立化を防ぎ、継続した支援を行うため、妊娠・出産・育児期において産婦人科や小児科と連携して母子を支援する体制を整えたハローベビーサポート北九州（北九州市妊娠期からの養育支援事業）を推進するとともに、事業の周知を図ります。

育児不安を抱える家庭や養育が困難な状態にある家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるよう、育児や簡単な家事等の指導や援助の方法について、引き続き検討します。

先天性代謝異常等、子どもの疾病の早期発見と障害予防のために、従来の検査より多くの疾病をスクリーニングすることができる検査方法（タンデムマス法）を導入し、医療

機関との連携を強化し、対象家庭を早期に訪問するための体制づくりに取り組みます。

乳幼児健診等における発達障害の早期発見の精度を上げ、標準化するために、引き続き、乳幼児健診のマニュアル改訂の検討を行います。また、わいわい子育て相談と親子遊び教室の全区での実施に取り組み、子どもの健やかな発育や、子どもの健やかな発育や、保護者の不安の軽減を図ります。

生後4か月までの子どものいるすべての家庭を訪問するのびのび赤ちゃん訪問事業では、看護師などの専門家のほかに、地域支援者として主任児童委員が訪問して、より地域での子育てを支えるために、主任児童委員への研修を充実します。

思春期の子どもの課題を共有し効果的な健康教育を推進するために、思春期健康教室を、思春期保健に精通した専門家に委託して実施します。また、保護者等に思春期の子どもの実態を理解してもらうための「思春期の子どもの現実 北九州市の子どもを知るためのファクトシート」を利用し、保護者の学習の充実に取り組みます。

小児期の肥満予防対策を推進するため、市内の幼稚園、認可保育所の職員や保護者を対象に小児肥満予防の講演会やリーフレットの配布などを行い、啓発を推進します。

将来の生活習慣病予防や健康的で豊かな生活を送るために、妊娠期、乳幼児期からの正しい食習慣の形成や食育が重要であることから、妊婦や乳幼児の保護者に対して、適切な知識の普及を図るため、母子栄養教室を各区で実施します。また、参加しやすい教室内容にするなどの工夫や、参加できない対象者への啓発を推進します。

5 母子医療

施策の方向性・柱

周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保
 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保
 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
周産期医療、 小児救急医療 体制	・4基幹病院での専門的な医療の提供 ・市内医療機関の連携による 24時間 365日対応 の小児救急医療体制の維持	・4基幹病院での専門的な医療の提供 ・市内医療機関の連携による 24時間 365日対応 の小児救急医療体制の維持	・4基幹病院での専門的な医療の提供 ・市内医療機関の連携による 24時間 365日対応 の小児救急医療体制の維持	・4基幹病院での専門的な医療の提供 ・市内医療機関の連携による 24時間 365日対応 の小児救急医療体制の維持	体制維持		体制維持

平成24年度の主な取り組み、評価

北九州周産期母子医療協議会を平成24年8月と平成25年2月に開催し、医療機関相互の連携強化や周産期母子医療体制の整備・安定的な運営を目的として、関係機関による協議を行うなど、周産期医療体制の充実を図りました。

小児救急医療体制の充実を図るため、小児救急医療に関する研修（ワークショップ）や小児救急医療に関する会議を行いました。平成24年9月に実施した7回目となる小児救急医療ワークショップでは、全国から約160名の医療関係者の参加がありました。また、平成24年7月に小児救急ネットワーク部会を、平成25年2月に小児医療先進都市づくり会議を開催し、小児救急ネットワーク体制の維持確保や更なる充実を図るための検討及び協議等を行いました。

不妊に悩む方の心理的負担や治療費の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費の公費助成や専門相談窓口の開設を継続的に実施しました。また、不妊に悩む方同士の交流会も開催しました。

乳幼児等医療費支給制度については、乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図るため、保険診療にかかる医療費の自己負担額について、通院医療費は小学校就学前まで、入院医療費は中学校3年生までを対象として助成しています。

<p>平成24年度評価</p>	<p>A</p>	<p>周産期医療・小児救急医療については、全国的な医師不足の中、その体制を維持するとともに、充実に努めました。</p> <p>また、本市における救急医療体制について、広報を行うとともに、かかりつけ医や夜間休日の適正な受診の啓発に努めました。</p> <p>特定不妊治療費の助成を受ける夫婦が年々増加しており、制度の認知は徐々に広がっています。また、不妊に関する相談者も増加しており、相談内容も多様になっているため、相談を受ける専門職のスキルアップや不妊に悩む方の交流会等を実施しました。</p> <p>引き続き不妊治療に関する支援や啓発の充実に努めます。</p>
-----------------	----------	---

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

産科等の医師は未だ減少傾向にあり、本市においても分娩できる医療機関の減少が懸念されています。このような状況に対応するため、周産期に関する専門的な医療の提供に関する研修や北九州周産期母子医療協議会等への支援を行うとともに、臨床研修医の確保等により、周産期医療体制の維持に努めます。

小児救急医療については、関係者の技術向上や小児救急ネットワーク体制の維持・充実など、これらに関する課題等について関係者による協議を進めるとともに、本市の取り組みを全国に発信していきます。

周産期医療・小児救急医療を維持確保していくために、市民のさらなる理解と協力を得るため、適正受診等についての、啓発に努めます。

不妊治療費の助成や専門相談窓口の周知を図ります。また、不妊に悩む方の心理的負担を軽減するため、不妊に悩む方の交流会の実施を継続するとともに、一般の方も不妊に関する理解を深めることができるよう、引き続き不妊に関する広報等の充実に努めます。

6 子育ての悩みや不安への対応

施策の方向性・柱

市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現
 地域における子育て支援の環境づくり
 市民が利用しやすい相談体制
 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
子育てが地域の の人に支えら れていると感じ る人の割合		52.0% (132/254)	55.2% (153/277)	55.9% (162/290)	59.7% (163/273)		増加
子育ての悩み や不安を感じ る人の割合 (就学前)		35.4% (34/96)	34.6% (37/107)	38.0% (41/108)	27.7% (28/101)		平成20年度:53.9% 減少 <市民ニーズ調査>
子育ての悩み や不安を感じ る人の割合 (小学生)		34.1% (30/88)	33.7% (34/101)	24.0% (23/96)	39.6% (38/96)		平成20年度:64.3% 減少 <市民ニーズ調査>

平成24年度の主な取り組み、評価

地域社会全体で子育てを支える取り組みを進めるため、市民センター等を拠点とした子育て支援活動を推進する「子育てに優しいまちづくり推進事業」を実施しました。平成24年度は20地域を採択し、子育て支援活動経費として、一地域につき10万円の交付を行ったほか、子育て支援活動をサポートするアドバイザーの派遣、子育てに関する人材育成研修会(8・12月実施)や活動事例報告会(3月実施)を行いました。採択地域においては、地域の実情に応じた、地域ぐるみの子育て支援活動を展開しました。

乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」を7区の区役所(または近接した公共施設)児童館10箇所において、運営しました。

なお、平成24年度は、28,017人(保護者数)が利用しました。

地域社会全体での育児力を高め、乳幼児とその親が健やかな成長をとげるため、未就学

児の親同士が交流を通じて自主的な活動を行えるよう、育児サークルや子育て支援者のグループ等に対し、活動経費の一部を補助しました。

また、身近な地域で気軽に交流できる場であるフリースペースや育児サークル等の実態調査を行い、それらのPRや利用・参加促進を図るため、インターネットを活用し情報提供を行いました。

多くの子育て家庭が、「子どもの館」での相談や講座等の子育て支援事業に参加しやすいように、コムシティ内に「子ども一時預かり室」を整備しました。

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、区役所などの公共施設だけでなく、商業施設など民間施設とも協働しながら、外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めました。平成24年度末には352施設となりました。

8箇所の「地域子育て支援センター」では、子育てに不安を持つ保護者に対して保育士や栄養士による面接や電話相談を行ったり、医師や保育の専門家を講師とした講座を実施したりするなど、保護者が子育てを楽しめるような取り組みを実施しました。また、各施設が参加した意見交換会で、施設間での情報交換を行いました。

社会福祉研修所において、全保育所の保育士を対象とした研修を実施することにより、子育てに関する相談や育児サークルの支援等に対応できる「子育て支援員」の養成を行うなど、育児支援の推進を図りました。

育児疲れの解消などに利用できる「育児リフレッシュ保育」などを実施している一時保育実施保育所を4箇所増やし、合計63箇所で実施する等、「特別保育」を拡充しました。

ほっと子育てふれあい事業においては、定期的な会員募集を行うとともに、活動中のけがや事故を防止するために事例研修を行うなど、研修の充実を図り、会員の質の向上に努めました。

区役所の「子ども・家庭相談コーナー」では、子どもと家庭に関するあらゆる相談に適切に対応するため、様々な研修を通じて職員の資質の向上を図り、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなぎました。

子育て支援サロン“ぴあちゅーれ”では、保育士等の資格等を持つコーディネーターによる相談を行うとともに、子育て電話相談を北九州市保育士会の協力を得て実施しました。また、子どもの発達や心の育ちの話、親子遊びの紹介、乳幼児の食事についてなど専門家による「育児講座」を10回実施しました。

本市が子育て日本一を実感できるまちづくりを進めていることを広く市民にPRするために実施している「すくすく子育てフェスタ」は、行政のみならず、地域の子育て支援活動に携わっている団体・企業等も参加し、来場者数8,600名、参加団体数49団

体となるなど、大変盛況なイベントとなりました。

平成23年度に引き続き、本市が取り組んでいる子どもの健全育成や子育て支援についての成果や課題、データを盛り込んだ「子ども家庭レポート」を作成し、より多くの市民への周知に努めました。

市民が知りたい子育てに関する情報を、市民がタイムリーにかつ手軽に入手できるよう、情報誌「北九州市こそだて情報」やホームページ「子育てマップ北九州」を活用した情報提供の継続実施に努めました。

平成24年度評価	B	<p>市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現のため、親子が気軽に集い、交流できる「親子ふれあいルーム」の運営や、地域の子育て支援団体などと連携・協力しながら、子育て関連の取り組みへの支援を展開しました。その結果、市民アンケートにおける「子育てが地域の人に支えられていると感じる人の割合」は3年連続して、増加しました。</p> <p>また、「子ども・家庭相談コーナー」では、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図るとともに、関係機関と連携して事業を実施しており、適切な運営がなされています。</p> <p>必要とされる子育てに関する情報が市民に届くよう、情報誌「北九州市こそだて情報」やホームページ「子育てマップ北九州」を活用した情報提供に取り組みました。引き続き、市民が知りたい子育てに関する情報を手軽に入手できるよう、情報提供等の充実に努めます。</p>
----------	---	---

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

「子育てに優しいまちづくり推進事業」では、引き続き、身近な地域で子育てを支える取り組みへの支援を行い、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。また、子育て支援活動を実施する地域数が増加するよう、アドバイザーの積極的な派遣や、人材育成研修会や活動事例報告会の充実に検討します。

親子ふれあいルームの運営を継続します。利用促進や機能充実に図るため、運営スタッフへの研修等を実施するとともに、地域との連携のあり方など、事業内容について、引き続き検討します。

育児サークルや子育て支援者のグループなどによる、身近な地域で自主的に行われる活動を支援し、より多くの親子やボランティアなどが活動に参加できるよう情報提供を積極的に行います。また、豊富な経験・実績を有する地域支援アドバイザーを派遣し、育児サークルや子育て支援グループ等の活動がより活発化するように子育てネットワークの構築を図ります。

コムシティ再生計画に基づき、「子どもの館」の充実を図るために必要な施設改修を実施します。

「地域子育て支援センター」においては、地域の子育て中核施設として育児講座や育児相談等の事業を引き続き行うとともに、各施設と意見交換会を行うことにより、情報の共有化を図り、今後の支援に活かしていきます。

区役所の「子ども・家庭相談コーナー」において、子どもと家庭に関するあらゆる相談に適切に対応するため、相談内容に応じた様々な研修を実施することにより、職員の資質のさらなる向上を図ります。

子育て支援サロン“ぴあちゅーれ”では、引き続き子育てに関する相談に応じるとともに、利用者に必要な関係機関との連携、情報の提供を行います

「すくすく子育てフェスタ」の開催を通じて、本市が子育て日本一を実感できるまちづくりを進めていることを広く市民にPRするとともに、行政のみならず、身近な地域においても、子育て家庭を支える環境づくりに取り組むよう啓発を行ないます。また、NPO法人ファザーリング・ジャパンが中心となり開催する、父親の育児参画をメインテーマとした、全国的に注目度の高い「ファザーリング全国フォーラム in 九州」を本フェスタと同時開催することにより、広報面などにおいて相乗効果を図ります。

子育て中の人や、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、ホームページ「子育てマップ北九州」や「子育て情報メール」、情報誌「北九州市こそだて情報」の内容充実を図ります。

また、ホームページの機能強化など、子育てに関する情報提供の充実引き続き取り組みます。

7 就学前教育

施策の方向性・柱

質の高い就学前教育の実現と、保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充
保育所、幼稚園における就学前教育の充実
保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
保幼小連携事業を実施する 保育所、幼稚園、小学校の 割合	86.6%		91.0%	93.5%			平成20年度:83.1% 26年度:95.0%

平成24年度の主な取り組み、評価

保育所の施設長や保育士等の資質向上のため、統合保育、カウンセリング研修等、幅広い研修を行いました。

幼稚園の教諭の指導力、資質向上を図るため、公私立幼稚園における研修の実施や私立幼稚園への研修参加補助等を行いました。また、保育所と幼稚園の合同研修も行いました。

保幼小連携への取り組みは、校区によって連携の内容や頻度にばらつきがあります。連携に取り組みやすい仕組みづくりのため、関係団体の代表者による保幼小連携推進連絡協議会を開催して情報共有や相互理解を図るとともに、保育所・幼稚園・小学校にそれぞれ連携担当者を設定して、連携の強化を図りました。

小学生になるまでに身に付けてもらいたい基本的な生活習慣についての家庭教育リーフレット「きほんのき」を、3～5歳児の保護者に対し、保育所、幼稚園などを通じて配布し、啓発を行いました。

保幼小連携の内容やそれによる子どもの育ちを学べるようなガイドブック的役割を持つ保幼小連携プログラム「つながる」2号・3号を作成し、各施設の教職員に配布しました。

保幼小が連携し情報の共有や相互理解などを行い、一人一人の子どもが入学してから生き生きと自己を発揮できるように、連携の意義について啓発を行いました。また子どもの生活や発達の連続性を考え、保育所、幼稚園から小学校へ、保育所児童保育要録や幼

稚園幼児指導要録の送付を徹底し、小学校入学児童の一人一人について情報の共有化を図り、子どもの健やかな育ちを支援しました。

平成24年度評価	B	<p>保育所・幼稚園での就学前教育から小学校教育への円滑な接続ができるよう、保幼小連携に取り組みやすい仕組みづくりのための保幼小連携推進連絡協議会を開催して情報共有や相互理解を図るとともに、保育所・幼稚園・小学校にそれぞれ連携担当者を設定して、連携の強化を図った結果、保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園、小学校の割合を増やすことができました。</p> <p>小学校の学習環境へスムーズに移行できるよう、今後も引き続き連携を推進していく必要があります。</p>
----------	---	---

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

保育所の施設長や保育士等に対して様々な研修を実施し、保育士の専門性の向上を図り、保育所における就学前教育のさらなる充実に努めます。

連携の意義や必要性についての認識を深め、連携の推進を図る保幼小連携研修会や保育所と幼稚園の合同研修といった取り組みも継続して行います。

今後も、市内全域で保幼小連携に取り組む保育所・幼稚園・小学校の割合を増やすとともに、連携の内容についても質の向上を図っていくことが求められています。そのためには保育所・幼稚園・小学校のいずれもが無理なく取り組み、交流活動の内容の質を向上しつつ、子どもたちの育ちを実感できるような連携のあり方を研究していくことや、その内容を関係者全員で相互理解していくことが重要です。引き続き連携に取り組みやすい仕組みづくりのための保幼小連携推進連絡協議会を開催し、また連携担当者名簿を活用して連携の推進・強化を図ります。

保育所・幼稚園での就学前教育から小学校教育への子どもの発達や学びの連続性を保障するため、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録の送付、就学前の連絡会の実施を通して、引き続き就学先との情報の共有・伝達に努めます。

保育所・幼稚園・小学校各所に1名ずつ連携担当者を設定し、保幼小連携の強化を図ります。また、連携担当者、管理職を対象として研修会を実施します。

8 青少年の健全育成

施策の方向性・柱

家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり
 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供
 不登校、ひきこもり等の問題を抱える青少年の自立支援の強化
 青少年を取り巻く有害環境浄化への取り組みの推進
 非行少年等に対する支援の推進

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数(延べ人数)	3,350人	5,518人	5,339人	5,398人			平成20年度:1,952人 26年度:3,200人
不登校児童生徒数	822人 (75,955人)	799人 (75,273人)	791人 (74,738人)				平成20年度:834人 25年度:750人 ()の数字は児童生徒数)
いじめ認知件数	132件	132件	103件				平成20年度:150件 25年度:120件
シンナー等乱用少年の検挙補導者数	31人 (21年)	16人 (22年)	9人 (23年)	10人 (24年)			平成20年:37人 撲滅
刑法犯少年の検挙補導者数	1,498人 (21年)	1,458人 (22年)	1,046人 (23年)	1,136人 (24年)			平成20年:1,879人 減少

平成24年度の主な取り組み、評価

中・高校生等の若者が、学習や体験、スポーツ・文化、仲間との交流等を通じ、豊かな人間性を養い、社会性を育てる場となる「北九州市立ユースステーション」をコムシティに整備しました。

主に夏休み・冬休み期間中に、子どもあるいは親子で参加できる、さまざまな体験活動等に関する情報と、青少年育成団体や青少年の健全育成活動を行っているNPO団体等の活動情報を掲載した冊子「キッズチャレンジ2012」を市内の全小学生に配布し、子どもたちの体験活動の活性化と青少年健全育成活動の一層の充実を図りました。

子どもたちと地域住民等との交流による青少年健全育成活動の推進および地域づくりを目的に、八幡西区黒畑校区と小倉南区貫校区をモデル地区として、集団遊びや昔遊び、集団での生活体験活動などを実施しました。

青少年の家については、安全性や快適性を勘案し、必要な補修工事等を計画的に実施しています。平成24年度については、かくめよし少年自然の家のトイレの改修を行いました。また、他の施設についても、防水工事や給湯器の更新など改修工事を実施しました。

児童文化科学館については、プラネタリウム投影機器など設備の補修・整備を行い、天文学学習等の安定的な運営に努めました。機器の老朽化、施設の耐震診断結果も踏まえ、施設のあり方、機器更新について検討を進めました。

青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数は延べ5,398人であり、平成26年度の目標値を約2,200人上回りました。

子ども会やボーイスカウトなどの青少年育成団体に所属する高校生・大学生等の青年リーダーで組織する「青少年育成シニアリーダー会議“ぼんて”」や「北九州市青少年ボランティアリーダーズ」のメンバーを夏休み期間中の放課後児童クラブに派遣し、子どもたちの体験活動を支援するとともに、青年リーダーの発掘・育成に取り組みました。

不登校対策推進協議会において、中1ギャップ解消のための施策等について協議・検討しました。また、不登校児童生徒を対象とした療育キャンプの実施やスクールソーシャルワーカーの配置など、各種の施策を行った結果、不登校児童生徒数は減少傾向にあります。

いじめの未然防止・早期発見対策として、市内全小・中・特別支援学校・高等学校において定期的なアンケートや教育相談の実施に努めました。また、9月に「いじめに関する実態調査(アンケート・面談)」を全市一斉に実施し、より丁寧な把握に努めた結果、いじめの認知件数は増加しましたが、実態調査で認知されたいじめは全て解消しました。

小中学生や地域団体等を対象に、非行防止教室や薬物乱用防止教室、出前講演等を実施し、非行の未然防止に取り組みました。また、少年補導委員をはじめとする地域の方々による街頭補導等、様々な事業を実施しました。

携帯電話等が持つ危険性の周知や、有害サイトなどに対する取り組みをはじめ、覚せい剤、大麻、脱法ハーブなどの薬物乱用に係る問題、及び、非行を犯した少年の立ち直り支援など、各種非行対策を総合的かつ効果的に進めていくため、本市関係課に加えて、警察・保護観察所などの関係機関、少年補導委員連絡協議会・保護司会連絡協議会などの地域団体

等で構成する全市的なネットワーク組織「北九州市青少年の非行を生まない地域づくり推進本部」を立ち上げ、非行防止対策、立ち直り支援対策、薬物等乱用防止対策などの具体的な取り組みを検討、推進しました。

脱法ハーブ等の危険性に関する啓発DVDを作成し、市内大型ビジョン等で放映しました。

携帯電話が持つ危険性の周知や啓発を強化していくため、出前講演や各種教室を実施しました。さらに啓発リーフレットを小学4年生及び中学1年生の保護者に配布しました。

青少年の深夜はいかいを抑止するため、7月～9月及び12月～3月までの間、毎日22時から翌日4時まで、深夜営業の店舗や駅周辺など、市内の主要箇所をパトロールし、青少年への声掛けにより帰宅を促しました。

<p>平成24年度評価</p>	<p>B</p>	<p>子どもたちの社会体験活動の活性化を図るため、さまざまな体験活動等に関する情報発信をはじめ、青少年への社会体験活動の機会や場の提供を行い、昨年度に引き続き計画の目標を大幅に上回る活動がありました。</p> <p>「北九州市青少年の非行を生まない地域づくり推進本部」を立ち上げ、非行防止対策を全市的に取り組む体制を構築しました。</p> <p>また、非行防止教室をはじめとする各種教室や、少年補導委員など地域の方々による補導活動等を実施してきたことにより、刑法犯少年検挙補導者数やシンナー等乱用少年検挙補導者数は、ピーク時の平成15年と比べ、大きく減少しています。一方で、携帯電話の安易な使用による被害や脱法ハーブによる健康被害等は増加する傾向にあり、推進本部を中心に、今後、関係機関との連携を一層強め、これら非行防止対策の更なる充実を図る必要があります。</p>
-----------------	----------	---

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

「北九州市立ユースステーション」を拠点として、中・高校生等の若者が、学習や体験、スポーツ・文化、仲間との交流等を通じ、豊かな人間性を養い、社会性を育てる場を提供します。

今後も、青少年育成団体やNPO団体等とのより一層の協働・連携により、青少年の健全育成活動を担う青年リーダーの育成をはじめ、青少年育成団体や各種事業の社会的認知を高めるための事業に取り組み、青少年体験活動の有益性について広く市民に啓発し

ていく必要性があります。

青少年の家については、学校受入れ事業や主催事業などを今後とも継続的に行うため、施設の状況に応じて、平成25年度以降も必要な改修工事を計画的に実施していきます。なお、宿泊研修施設としての基幹設備である、ボイラーの老朽化が進んでおり、更新を検討する必要があります。

児童文化科学館に設置しているプラネタリウム投影機器については、耐用年限も迫っており、故障も頻発しているため、機器更新が課題となっています。天文館の耐震診断結果も踏まえ、施設のあり方、機器更新についても検討を進めます。

いじめ対策のより一層の充実を図るため、「いじめ問題等に関する第三者検討会議」を開催するほか、郵便局と連携した「子どもの見守り活動（ポスト・パトロール・ネットワーク）」を行います。

また、不登校児童生徒の減少に向け、小中連携の取組みを進めるなど、きめ細やかな対応を図ります。さらに、暴力行為についても、未然防止・早期解決に向け、今後継続して事業を実施します。

様々な問題を抱える児童生徒の支援には、背景にある家庭環境への働きかけや、学校・行政・関係機関の連携強化が重要になってきます。そのため、平成25年度にスクールソーシャルワーカーを1人増員して7人体制とします。平成26年度以降も効果的・効率的な支援体制について検討し、支援を必要とする児童生徒へきめ細やかな働きかけを行っていきます。

刑法犯少年検挙補導者数、シンナー等乱用少年検挙補導者数いずれも、平成24年は前年から微増しており、また、携帯電話の安易な使用による被害や脱法ハーブによる健康被害等も増加する傾向にあります。このため、北九州市青少年の非行を生まない地域づくり推進本部を中心として、次のような取組みを進めます。

非行防止対策

非行防止教室等の啓発活動を強化する一方で、少年補導委員等の地域団体と連携して、地域で青少年を守る取組みを進めます。

立ち直り支援

家庭や地域との絆が希薄化するなどし、夜間にはいかいしている青少年を対象とする居場所づくり事業や、非行歴のある少年を雇用して損害が発生した場合に見舞金を支給する制度の創設などに取り組みます。

薬物等乱用防止対策

関係団体等との連携による街頭キャンペーンなどの啓発活動を強めていきます。

9 若者の自立支援

施策の方向性・柱

社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり
若者の自立を支援する環境づくり

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者の割合			1.89% (1/53)	8.33% (6/72)	1.82% (1/55)		減少 22年度:7.37% <若者の意識と実態に関するアンケート調査>
若者向けホームページへのアクセス件数	4,587件 (2か月)	16,048件	12,874件	13,629件			増加
「若者ワークプラザ北九州」を利用する就職希望者のうち、就職決定者数	924人	1,049人	1,049人	1,141人			平成20年度:857人 26年度:1,100人

若者向けホームページ：平成22年2月22日開設

平成24年度の主な取り組み、評価

若者向けホームページとして開設している『北九州市若者応援サイト「YELL」』により、若者に有益な情報（就業支援等の各種施策、各種相談窓口、市の魅力、お出かけ情報等）やそれぞれの専門機関の情報等を発信しています。平成24年度は13,629件のアクセスがありました。

若者支援関係機関・団体等が行う支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関等により構成される「北九州市子ども・若者支援地域協議会」を平成22年8月に設置し、子ども・若者を支援するためのネットワークづくりを行っています。平成24年度は、『実務者会議』を11回開催しました。

若者の自立支援に対応する専門的な相談員「ユースアドバイザー」を養成するため、研修・養成プログラムに基づき、「ユースアドバイザー養成講習会」を開催しました。平成24年度は、高等学校（県立、私立、単位制）北九州市教育委員会、子ども総合センター少年支援室、発達障害者支援センター、NPO団体等42名の参加がありました。

社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子どもや若者を総合的にサポート、あるいはコーディネートしていく総合相談窓口として、『子ども・若者応援センター「YELL」』を平成22年10月に開設し、自立を支援しています。平成24年度は、相談業務と併せて、課題や段階に応じた体験プログラムを提供し、一人一人に応じた、きめ細やかな自立支援を行いました。延べ相談件数は2,713件(来所:973件、電話:1,740件)となり、そのうち新規来所相談実人員が145名となりました。

また、自立へのステップアップのために必要な体験プログラムへの延べ参加者数は1,019人となりました。

『子ども・若者応援センター「YELL」』が中心となり、家庭で悩む保護者に対し、それぞれの事情にあわせた個別相談に応じるなど、きめ細やかな対応を行いました。

若者ワークプラザ北九州では、概ね40歳までの若年求職者に対して、就職関連情報の提供、就業相談や職業能力の向上のための講座・セミナー、希望や適正にあった職業紹介などを行いました。また求職者のニーズに合う求人の獲得とマッチングに努め、1,141人の就職が決定しました。

<p>平成24年度評価</p>	<p>B</p>	<p>総合相談窓口となる『子ども・若者応援センター「YELL」』と、『北九州市子ども・若者支援地域協議会』のネットワークを両輪として支援を行っています。応援センター「YELL」には、平成22年10月の開所から、平成25年3月末までの30ヶ月間で延べ5,885件の相談(うち来所相談実人数463人)が寄せられており、さまざまな悩みや課題を抱える若者に対し、自立に向けた継続した支援等を行っています。</p> <p>その結果、継続的に支援を行った255人のうち、正社員やパート等、就労に結びついた若者が104人、就学に至った若者が18人、合計で122人が自立への糸口をつかむことができました。</p> <p>一方で、一人一人の課題や段階に応じた体験プログラムや、ボランティア以上就労未満である中間的就労の機会を十分に提供できていないこと、また、相談につながっていない若者がいることなどの課題があります。</p> <p>一人でも多くの若者が円滑な社会生活を送れるようになるためには、今後、更なるネットワークの充実・強化と併せて、相談者の状況に応じた自立支援プログラムの提供と中間的就労の機会の開拓を行っていくとともに、</p>
-----------------	----------	--

		各相談機関の周知と相談に結び付けるための環境づくりが必要です。
--	--	---------------------------------

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

一つの機関で支援も含めて全て対応することは困難です。そのため、関係機関等が行う支援の継続性を維持し、効果的かつ円滑な支援が行われるよう、関係機関・団体等により構成される「北九州市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、顔の見えるネットワークづくりを行っています。引き続き、ネットワークに参画する関係機関の拡大を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、子ども・若者支援のための社会資源の開拓に努める必要があります。

相談者一人一人の状態に応じた、社会的自立に向けたプログラムや支援メニューが北九州市には少なく、NPO等の社会資源も乏しいため、次のようなプログラムや支援メニューを引き続き、検討・実施していく必要があります。

若年者社会参加準備支援プログラムの開発・実施

支援機関の既存メニューと連携しながら、これまでに無かった支援メニューについては、「若者ステップアッププログラム」（生活習慣立て直し、コミュニケーション能力開発、社会人基礎講座、各種ワークショップ・セミナー等）によりサポートします。

中間的就労の機会の開拓

自立に向けてステップを踏んでいく若者には、ボランティア以上就労未満ではあるが、社会から必要とされる役割や対価を得られる機会を提供していく必要があるため、そうした機会の開拓に努めます。

就職決定者数は徐々に増加しているものの、若年者にはスキル・経験の不足など、様々な就業への課題があり、未就職・失業状態が長期化すると更に就職が困難になるため、今後も継続して丁寧な就業相談を行い、希望や適性にあった職業紹介を実施していきます。

10 家庭の教育力の向上

施策の方向性・柱

学習機会や情報の提供などによる、家庭の教育力の向上
 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合(小学生)		98.9% (87/88)	95.0% (96/101)	100% (96/96)	94.8% (91/96)		平成20年度:92.9% 25年度:100% <健康づくり実態調査>
朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合(中学生)		82.2%	85.0%				平成20年度:83.6% 25年度:100% <中学校完全給食導入後の生徒アンケート>
家族の人が話をよく聞いてくれる割合(小学6年生)		86.3% 「北九州市学校教育実態調査」より					平成19年度:86.2% 増加 <北九州市学校教育実態調査>
家族の人が話をよく聞いてくれる割合(中学3年生)		79.8% 「北九州市学校教育実態調査」より					平成19年度:81.9% 増加 <北九州市学校教育実態調査>

平成24年度の主な取り組み、評価

家庭の教育力の向上を図るため、家庭における子どもとの接し方や、子どもへの教育上の留意点など、家庭教育上の様々な問題を解決する知識や能力について、保護者等が相互学習の中から習得できる学習機会の場である「家庭教育学級」を全ての市立幼稚園、小、中、特別支援学校で開設することができ、私立幼稚園、保育所についても実施箇所数が増加しました。

小学生になるまでに身に付けてもらいたい基本的な生活習慣等をわかりやすく紹介した家庭教育リーフレット「きほんのき」を、3～5歳児の保護者に対し保育所、幼稚園などを通じて配布し、啓発を行いました。

1日の学校生活の様子や学習のきまりなどを盛り込んだ学校生活スタートブック「なかよし」を新1年生に配布し、親子で確認しながら、学校生活や家庭教育の正しい理解を図るよう努めました。

平成23年6月に策定した「北九州市子ども読書プラン」の取り組みとして、赤ちゃんがいる家庭に絵本を贈り、読み聞かせを通じて、親子の絆を深めることを目指す「ブックスタート事業」や、すべての小・中学校での「10分間読書」の実施、「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日（毎月23日）」の普及・啓発や「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード事業」をPTAと連携して実施するなど、子どもの読書活動を通じて、家庭での教育力の向上に努めました。

子どもを育てる10か条の普及促進については、家庭や地域の教育力向上のために、様々な広報活動により啓発を行った結果、認知度もあがり、浸透・定着してきています。出前講演は、講演を行う対象に応じて説明資料や説明方法を工夫するなどしており、受講者から大変好評を得ました。

生涯にわたる健康のためには、妊娠期、乳幼児期からの食育が重要であることから、その時期の望ましい食事に関する知識を習得してもらうため、妊婦栄養教室、離乳食教室、幼児栄養教室などを開催しました。参加しやすさや対象者のニーズに応じ、一部を休日開催、利便性のよい民間の施設等で実施しました。

また、妊娠期および幼児期の食生活についてのポイントをまとめたリーフレットを配付し、啓発を推進しました。

平成 2 4 年度評価	B	<p>家庭教育学級や育児教室及びリーフレット配布による啓発活動や「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード事業」をPTAと連携して実施するなど、保護者が家庭教育の重要性を認識しながら子育てできる環境づくり、子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上に努めました。</p> <p>家庭において、基本的な生活習慣や規範意識等を身に付けるとともに、親子のコミュニケーション力を高めることができるよう、引き続き、学習の機会や情報の提供、啓発活動等を行い、家庭の教育力の向上に取り組みます。</p>
-------------	---	---

今後（平成 2 5 年度以降）の課題と主な取り組み

平成 2 5 年度には、保護者や学校関係者等の実務者による家庭教育推進会議を開催して家庭教育の重要性を効果的に啓発する事業のあり方を検討し、2 6 年度以降の施策に反映させる予定です。

家庭教育リーフレット「きほんのき」は、継続的に作成・配布するとともに、効果的活用方法を検討します。また、新 1 年生学校生活スタートブック「なかよし」については、内容の一部を平成 2 5 年度に作成予定の家庭学習の手引書「家庭学習チャレンジハンドブック（仮称）」に掲載するなど、より効果的な活用を検討します。

将来の生活習慣病予防や健康的で豊かな生活を送るために、妊娠期・乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着や食育が重要であることから、妊婦や乳幼児の保護者に対して、適切な知識の普及を図るため、母子栄養教室を各区で実施します。また、参加しやすい教室内容にするなどの工夫や、参加できない人への啓発を推進します。

11 安全・安心なまちづくり

施策の方向性・柱

子育て家庭が安全に安心して生活できる、公園、道路、住居等の都市環境づくり
 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備
 防犯や防災など安全・安心なまちづくりの推進
 子育て家庭に優しい都市環境の整備
 交通安全の推進
 子育てしやすい住環境の整備

指標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
子どもの公園 や遊び場に対 する満足度		41.8% (77/184)	42.8% (89/208)	43.6% (89/204)	41.4% (92/222)		増加
子どもとの外 出時に安心と 感じる割合		45.1% (83/184)	43.3% (90/208)	46.1% (94/204)	44.1% (98/222)		増加

平成24年度の主な取り組み、評価

子育てサークルやまちづくり協議会等と公園づくりについて協議しながら、既存の公園に、乳幼児の心身の発達に役立ち、また親同士がコミュニケーションの場として使える子育てに配慮したコーナーを設置し、子育て家庭が利用しやすい公園づくりを進めました。

消防職員が「ゲストティーチャー」として市内にある小学校(131校)に出向き、「スモークマシンを活用した煙体験」、「消火器(訓練用)の取扱い」、「119番通報訓練」、「空気呼吸器、消防用ホース等の資器材の取扱い」などの体験ができる「消防のしごと」の授業を実施し、子どもたちの「防火・防災」への意識を高めました。

子どもたちの犯罪被害防止のため、市内の小中学校において「体験型」の安全セミナーを実施(28校、10,926人が受講)しました。参加者からは、「危険を察知し、近づかないこと」や「自分の身は自分で守る」などの意見が寄せられ、子どもの防犯意識の向上を図ることができました。

急な子どもの病気やケガに対する親の不安を軽減し、かけがえのない命を守るため、初

めての子どもを育てる親を対象に「パパママ救急教室」を実施しました。

小学生児童向け（小学6年生対象）の道徳教育用教材「モラル・マナーアップ北九州」を作成・配布するなど、児童に対するマナーアップ教育等に取り組み、モラル・マナーの向上を図りました。

子どもの交通事故防止対策として、通学路に「文」マークの路面表示を70箇所（新設20箇所、再表示50箇所）で実施し、運転者に通学路に対する注意を促し、児童の安全を確保しました。

ファミリー世帯を対象に、子育て等に適した良質な居住環境を備えた賃貸住宅の情報を、パンフレットやホームページ等を通じて適切に提供するとともに、入居世帯には家賃の一部を補助し、安定した居住を支援しました。

平成24年度評価	B	子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備、防犯・防災対策、交通安全の推進、住環境の整備などにより、安全・安心なまちづくりが進みました。 また、安全セミナーやパパママ教室など、子どもの危機回避および防犯に対する意識の向上も図りました。 引き続き、子育て家庭が安全に安心して生活できるよう、環境の整備等に取り組むとともに、危機回避や防犯に対する意識の醸成に努めていきます。
----------	---	---

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

地域の方々や公園利用者の声を聞きながら、子育て中の家庭にも利用しやすい公園整備に努めます。

子どもたちの犯罪被害の防止のため、市内の小中学生を対象に体験型の安全セミナーを実施するとともに、各区の小学校や希望する地域で、「地域安全マップづくり」を実施し、子どもの危機回避能力の向上を図ります。

子どもたちが「防火・防災」について正しい認識を持ち、家庭や地域生活の中で実践していく力を育むことは、将来の本市を「災害に強いまち」にするためにも重要なことであると考えることから、引き続き「防火・防災教育」に積極的に取り組みます。

12 社会的養護が必要な子どもへの支援

施策の方向性・柱

社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかにはぐくまれ、自立できる社会環境づくり

児童養護施設における生活環境整備等の促進

里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

指標

点検・評価のための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
小規模グループケア実施箇所数	7箇所	9箇所	10箇所	11箇所			平成21年度:7箇所 (42名) 26年度:14箇所 (84名)
要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率	9.1%	11.4%	13.2%	11.6%			平成21年度:9.1% 26年度:15.0%

平成24年度の主な取り組み、評価

児童養護施設等において、被虐待児等に対し、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、小規模グループケアを実施しています。平成24年度は、1箇所増設し、11箇所（7施設）となりました。

児童養護施設には、アスペルガー症候群などの発達障害児や知的な遅れのある児童（処遇困難児）など手厚いケアを必要とする児童が多く入所しています。処遇困難児をはじめ、入所児童の個々の状況に配慮し、適切な処遇を行うため、平成24年度は11人の施設職員を配置しました。

児童養護施設において、児童の職業選択の幅を広げ、自立を促進するため、自動車免許取得費や就職に有利な資格取得経費の一部助成のほか、平成24年度は、就職や進学のため一人暮らしをする児童への住居費用や入学金の一部助成を行いました。

要保護児童を家庭的環境の中で養育し、児童の基本的な生活習慣の習得や自立を支えるファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の普及促進に努めました。平成24年度はファミリーホームを1箇所増設し、市内で5箇所となりました。

市のホームページや市政だよりへの掲載、出前講演などを通じ、里親制度の普及啓発に

取り組み、登録里親数は前年度より4世帯増え79世帯となりました。また、里親サロンの開催等を通じて、里親相互の交流による精神的負担の軽減や養育技術の向上を図りました。

平成24年度評価	B	<p>児童養護施設等において、被虐待児等に対し、家庭的な環境と安定した人間関係のもとで、きめ細かなケアを提供するため、小規模グループケアを実施しており、平成24年度は1箇所増設しました。</p> <p>発達障害児など処遇困難児等に手厚いケアを行うため、職員配置を拡充しました。</p> <p>また、児童の自立を支援するため、ファミリーホームを1箇所増設しました。</p> <p>さらに、登録里親数が4世帯増えました。</p> <p>今後も、社会的養護が必要な子どもが健やかにたくましく自立できる社会環境づくりを推進するため、引き続き児童養護に関する環境整備に取り組めます。</p>
----------	---	--

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

小規模グループケアの実施箇所については、平成26年度までに14箇所の設置目標の達成に向けて着実に増設し、より多くの児童へ、きめ細かなケアを提供します。

児童養護施設において、処遇困難児等への手厚いケアを行うため、さらなる職員配置の拡充を図ります。

児童養護施設の入所児童について、児童の職業選択の幅を広げ自立を促進するため、平成25年度から、大学等に進学後20歳になる年の年度末まで施設で生活できるよう一般生活費相当額の助成を行います。

家庭的な養育環境を整え、児童の自立を支援するため、里親からのファミリーホームへの移行を働きかけファミリーホームの開設を促進します。

里親やファミリーホームへの児童の委託に際しては、子どもの特性や家庭背景等を踏まえた細やかな配慮が必要であり、さまざまな子どもの状況に対応できるよう、より一層の登録里親数の増加と里親等のさらなる資質向上を目指します。また、委託後の支援を強化します。

13 ひとり親家庭への支援

施策の方向性・柱

ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり
ひとり親家庭の生活の安定と向上

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
ひとり親家庭 の就業を支援 する施策の利 用数 (母子福祉セ ンターにおけ る講座等の受 講延べ人数)	4,785人	4,438人	3,932人	4,486人			平成20年度:4,897人 平成26年度:6,000人
母子福祉セン ターを知らな い人の割合 (母子家庭)		57.7% (15/26)	25.9% (7/27)	66.7% (12/18)	66.7% (18/27)		平成18年度:26.4% 減少 <母子世帯等実態調査> 平成23年度:29.4%
母子福祉セン ターを知らな い人の割合 (父子家庭)		66.7% (2/3)	50.0% (2/4)	100% (4/4)	100.0% (1/1)		平成18年度:43.7% 減少 <母子世帯等実態調査> 平成23年度:53.8%
子ども・家庭 相談コーナー を知らない人 の割合 (母子家庭)		38.5% (10/26)	40.7% (11/27)	22.2% (4/18)	14.8% (4/27)		平成18年度:16.2% 減少 <母子世帯等実態調査> 平成23年度:10.1%
子ども・家庭 相談コーナー を知らない人 の割合 (父子家庭)		33.3% (1/3)	75.0% (3/4)	25.0% (1/4)	0.0% (0/1)		平成18年度:39.6% 減少 <母子世帯等実態調査> 平成23年度:30.2%

平成24年度の主な取り組み、評価

ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、相談・情報提供等の施策に総合的に取り組みました。

就業支援としては、就職に有利となる看護師等の資格取得を支援する「高等技能訓練促進費等給付金」を支給し、また、ひとり親家庭への理解を示す企業への就業の機会を提供する「合同就職説明会」を開催しました。

ひとり親家庭等の福祉を総合的に推進する母子福祉センターにおいて、早期の自立促進、能力・技能を高めるため就業支援講習会を行い、受講者数は、前年度より554人増加しました。また、母子福祉センターの母子自立支援プログラム策定員に専門職（キャリアカウンセラー）を配置して、より決め細やかな自立支援・就業支援を行い、これによる就業者数は前年度より26人増加しました。

経済的支援としては、父又は母と生計を同じくしていない児童について、その家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給しました。また、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、母子・寡婦福祉資金を貸し付けました。

母子家庭の母又は父子家庭の父及び児童、父母のない児童の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しました。

子育て・生活支援としては、家事や育児が困難なときに支援員を派遣する日常生活支援事業を実施しました。

母子生活支援施設において、児童の福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援し、合わせて退所した者について、相談等の援助を行いました。

相談・情報提供等については、区役所の「子ども・家庭相談コーナー」で、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、母子福祉センターでは、一般相談・弁護士による特別相談・養育費相談及び就職相談会を行いました。

ひとり親家庭等が利用できる制度や施設をまとめた冊子「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を配布し、自立を図るために必要な情報を周知しました。

母子福祉センターの認知度が低いことから、「ひとり親家庭のための合同就職説明会」など様々な機会を通じて施設のPRを図りました。その結果、母子福祉センターの利用者数は前年度より852人増加しました。

平成24年度評価	B	<p>ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、相談・情報提供等の施策に総合的に取り組みました。</p> <p>特に、ひとり親家庭の就業支援の強化を図るため、平成24年度は、母子自立支援プログラム策定員にキャリアカウンセラーを配置し、よりきめ細かな自立支援・就業支援を行いました。また、母子福祉センターにおける就業支援講習会の講座内容等を見直すことにより、受講者数は前年度より増加しました。</p> <p>また、各区の「子ども・家庭相談コーナー」の認知度が向上しているのに対し、ひとり親家庭等への支援を総合的に行う母子福祉センターの認知度が低いことから、様々な機会を通じてセンターをPRした結果、利用者数は増加し、より多くのひとり親家庭等に自立支援や就業支援等を行うことができました。</p>
----------	---	--

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

看護師等の資格取得を支援する「高等技能訓練促進費等給付金」や母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援する「自立支援教育訓練給付金」の支給対象を父子家庭にも拡大し、父子家庭に対する支援を拡充します。また、母子福祉センターの就業支援講習会の受講対象者を父子家庭の父にも拡大するなど、母子家庭の母と同様、父子家庭の父への就業支援を充実します。

母子福祉センターにおける就業支援講習会の講座の見直しを図り、受講者数のさらなる増加を目指します。また、様々な機会を通じて母子福祉センターをPRし、利用者の増加を目指すことにより、ひとり親家庭等の自立促進を図ります。

就業支援の充実を図るため、母子自立支援プログラム策定事業等成功事例集を作成し、今後の就業支援に役立てるとともに、プログラム策定事業等のPRに役立てます。

14 児童虐待への対応

施策の方向性・柱

児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
児童虐待対応 件数	316件	308件	322件	346件			平成20年度:374件 減少

平成24年度の主な取り組み、評価

児童虐待の早期発見・早期対応を行うため、平成21年度から保育所、幼稚園、小・中学校を対象に「児童虐待対応リーダー養成研修」を開催しており、平成24年度は小・中学校、幼稚園、家庭保育員、認可外保育施設などの職員（242名参加）を対象に研修を実施しました。

関係職員の資質の向上のため、虐待対応等に必要となる法律問題の研修を毎月開催（延238名参加）しました。また、児童虐待防止推進月間（11月）に「児童虐待問題連続講座」を開催（257名参加）し、市民や関係機関職員への周知啓発を行いました。

「要保護児童対策地域協議会」として、市レベルの「代表者会議」を年2回、区レベルでの「実務者会議」を21回、ケースごとの「個別ケース会議」を各区毎月1回開催し、3層構造の中で、関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に向けて取り組みました。

区役所の「子ども・家庭相談コーナー」では、子ども総合センターと連携し、児童虐待通告や相談を受け、子どもの安全確認を行うとともに、比較的軽微なケースについては相談・支援等の対応を行いました。

児童虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、「生後4か月までの乳児家庭全戸訪問」や乳幼児健康診査の未受診者に対して、家庭訪問等を実施する「乳幼児健康診断未受診者フォローアップ」事業を継続して実施し、子育て情報の提供を行うとともに、育児の相談に応じるなどの支援を行いました。

産後うつ等、養育に問題を抱える家庭に対して、保健師等が訪問し、支援が必要な妊婦

に早期に対応し継続した支援を行っています。また、産後うつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産科・小児科・精神科の医療機関等と産後うつ対策について検討を行うとともに、関係機関との連携体制の強化を図りました。

臨床心理士と保育課保育士が、虐待等が疑われる子どもやその保護者が通う保育所を訪問し、保育所への助言・指導等を行う「保育カウンセラー事業」では、99件の事例について個々の状況を聴き、対象児童のケアや保護者対応等を行いました。

児童虐待の再発防止や未然防止等を図るために、「家族のためのペアレントトレーニング事業」で、虐待を行った保護者や養育不安のある保護者（28件）に対して、カウンセリングや児童に対する養育技術の訓練などを行いました。

被虐待児童等の対人関係向上や生活リズムの改善等を図るため、メンタルフレンドが、57件の家庭訪問を行いました。また、メンタルフレンドの募集を2回実施し10名を新規登録するとともに、質の向上を図るため研修を実施しました。

新しい『子ども相談情報システム』の導入（平成24年4月本格稼働）により、子ども総合センターと区役所の子ども・家庭相談コーナーとがより緊密な連携・役割分担のもと、効果的かつ効率的な児童虐待防止対策を推進しました。

<p>平成24年度評価</p>	<p>B</p>	<p>関係機関と連携しながら、市内で発生した児童虐待に対応するとともに、職員の資質向上を図りました。</p> <p>保育カウンセラー事業では、虐待などが疑われる子どもや保護者に関わる保育所への訪問回数を増やし、助言・指導などを行いました。</p> <p>また、新しい『子ども相談情報システム』を区役所の「子ども・家庭相談コーナー」にも導入するなど子ども総合センターと連携して、児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、児童虐待の防止に努めています。</p> <p>児童虐待対応件数が増加していることなどから、今後も児童虐待の早期発見・早期対応を行うため、「生後4か月までの乳児家庭全戸訪問」や「乳幼児健康診査未受診者フォローアップ」事業などを継続して実施し、確実な把握と支援を行うとともに、関係機関と十分な連携を図ることが必要です。</p>
-----------------	----------	--

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

「児童虐待対応リーダー養成研修」や「法律研修」、「児童虐待問題連続講座」を引き続き開催していくことで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むとともに、関係職員の資質の向上や市民へのさらなる周知啓発を図ります。

「要保護児童対策地域協議会」を通じて、引き続き関係機関による円滑な連携・協力を推進し、要保護児童の早期発見、適切な保護に取り組めます。

引き続き子ども総合センターと区役所の「子ども・家庭相談コーナー」とが緊密な連携・協力を推進し、要保護児童の早期発見、適切な保護に取り組めます。

児童虐待を予防するために、「生後4か月までの乳児家庭全戸訪問」や「乳幼児健康診査未受診者フォローアップ」事業を確実に実施します。

産後のうつ状態等を早期に把握するため、全産婦を対象に産後うつを早期に発見するための質問票を用いた調査を行い、個々の状況に応じきめ細かに支援します。また、子育ての孤立化を防ぎ、継続した支援を行うため、妊娠・出産・育児期において産婦人科や小児科と連携して母子を支援する体制を整えたハローベビーサポート北九州（北九州市妊娠期からの養育支援事業）を推進するとともに、事業の周知を図ります。

虐待等が疑われる児童や、その保護者に対応する保育所を訪問する保育カウンセラー事業では、内容によっては複数回の訪問が必要となります。そのため、臨床心理士と保育課保育士の訪問回数を増やし、保育所の保育相談、保護者への支援や相談機能のさらなる強化を図ります。

複雑化する家族背景に対応するために、引き続き家族のためのペアレントトレーニング事業に取り組み、児童虐待の再発防止や未然防止を図ります。

引き続き被虐待児の家庭にメンタルフレンドを派遣し、児童とその家族の経過観察を行い、虐待の再発防止や早期発見を目指します。また、様々なニーズに対応できるようメンタルフレンド登録者数の増加を図るとともに、研修を行いさらなる質の向上を図ります。

15 障害のある子どもへの支援

施策の方向性・柱

障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり
 障害のある子どもの早期発見と、相談・支援体制の強化
 保育所等での障害のある子どもの受け入れの促進と、小学校等入学時の情報伝達の強化
 障害のある子どもの放課後対策の充実
 相談支援体制の強化と、保護者のレスパイト（一時的休息）や就労支援の充実
 重度の障害のある子どもへの支援の強化
 発達障害のある子どもへの支援の充実

指標

点検・評価のための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
専門相談機関・施設に相談する割合		49.2% (125/254)	40.8% (113/277)	46.2% (134/290)	52.0% (142/273)		平成23年度:42.8% 増加 < 障害児・者実態調査 >
相談する相手がいない人の割合		3.9% (10/254)	4.7% (13/277)	5.5% (16/290)	5.5% (15/273)		平成23年度:0.5% 減少 < 障害児・者実態調査 >

平成24年度の主な取り組み、評価

発達障害を早期に発見し、支援に繋げる体制を整えるために、乳幼児健診の問診項目見直し等の検討会を開催し、1歳6か月時の健診時のマニュアルを改訂しました。また、小児科医師、臨床心理士、作業療法士、保健師、保育士などの専門職がチームを組んで対応するわいわい子育て相談や親子遊び教室を各区で実施し、発達障害を含め、子どもの健やかな発育や保護者の不安の軽減に取り組みました。

地域の保育所や幼稚園、学校、区役所、専門機関などが連携しながら、障害のある子どもの状態に応じた相談支援体制の整備に努めました。

障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労支援をするため、統合保育が可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れました。

市内2箇所の保育所に設置している「親子通園クラス」では、直営保育所の持つノウハウを活かし、平成24年度、39組（東篠崎保育所：21組（延べ131組）、黒崎保育所：18組（延べ132組））の発達の気になる子どもと保護者を受け入れ、継続した関わり

の中で、子育ての楽しさや子どもの成長の喜びを伝えるなどの支援を行いました。

障害児の療育及び医療の中核施設である総合療育センターについて、老朽化等の課題に対応するため、機能面及び施設面からの検討を行い、再整備に向けた基本方針を定めました。

平成24年10月、障害者地域生活支援センターを「障害者基幹相談支援センター」として拡充しました。障害のある人の第一次相談窓口の一元化を図るとともに、出前相談を基本とする丁寧な相談支援や関係機関との連携した支援を行っています。
また、「障害者基幹相談支援センター」の設置に併せて、障害者の虐待の未然防止や迅速な対応を行う「障害者虐待防止センター」を併設しています。

乳幼児期から成人期までの一貫した支援システムの構築を図るため、平成24年4月より、子育てや教育、福祉の担当部署が発達障害対策を兼務し、各課の発達障害関連施策に関する情報共有、ライフステージごとの情報伝達方法の確立について進めました。
また、同じ保護者の立場から助言できるペアレントメンターの育成に取り組み始めました。

平成24年度評価	B	<p>医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じる、わいわい子育て相談を各区で定期的実施することにより、保護者の不安を支えながら、発達が気になる子どもを適切な療育につなぎました。</p> <p>親子通園事業では、発達が気になる子どもや育児に不安のある保護者の支援を行いました。</p> <p>また、総合療育センターの再整備の検討、関係機関の連携による相談支援体制の再構築及び乳幼児から成人期までの一貫した支援システムの構築について、進展を図ることができました。</p> <p>引き続き、障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくりに向けた取り組みを着実に実施していく必要があります。</p>
----------	---	--

今後（平成25年度以降）の課題と主な取り組み

乳幼児検診等における発達障害の早期発見の精度を上げるため、引き続き、乳幼児健診のマニュアル改訂の検討を行います。また、わいわい子育て相談の各区での確実な実施と親子遊び教室を全区で実施し、子どもの健やかな発育や、保護者の不安の軽減などに取り組みます。

心身の発達が気になる乳幼児に対して保健・医療・福祉が連携して適切な支援を行うわいわい子育て相談を充実し、関係機関との連携体制を強化し、乳幼児の健全な発達を支

援するだけでなく、保護者の育児不安に対応します。

入所要件を満たし、統合保育が可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。

親子通園事業は、引き続き、小倉北区の東篠崎保育所、八幡西区の黒崎保育所で事業を実施します。

障害児の療育及び医療の中核施設である総合療育センターの再整備について、平成24年度に策定した基本方針を踏まえ、より具体的な基本計画の策定など、本格的な取り組みに着手します。

今後も、障害のある人に広く活用していただくため、「障害者基幹相談支援センター」の機能強化や「障害者虐待防止センター」の周知を進めていき、障害のある人が安心できる環境づくりに努めていきます。

今後も継続して乳幼児期から成人期までの一貫した支援システムの構築を図るため、各課の発達障害関連施策に関する情報共有やライフステージごとの情報伝達方法の確立に努めるとともに、同じ保護者の立場から助言できるペアレントメンターの育成に努めていきます。